まちづくり
****

提案・意見

年末年始の外宮周辺交通規制誘導方法について

外宮周辺住民ですが、外宮北御門交差点誘導方法について改善するべきと考えます。
旧停車したり、規制区域内車線変更等非常に運転しずらい特に他県・市から来勢の方は難しいと思います。
誘導員の位置も悪いし、看板で誘導が良いと考えます。誘導員がいないほうがスムーズではないかと思います。
期間中事故もありました、一度改善策を考えていただきたい。

回答

外宮周辺の交通規制につきましては、伊勢警察署や道路管理者も含めた伊勢地域観光交通対策協議会において対応しております。初参りや大型連休等におきまして、県道伊勢南島線の渋滞対策のため、外宮周辺において、一方通行などの規制をしております。ご指摘の外宮北御門交差点付近の誘導方法につきましては、伊勢警察署との協議の上で、看板告知、右折レーンへのコーン設置、交通誘導員の配置で対応しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後は今回のご指摘も踏まえ、よりスムーズな車両誘導を心がけるよう交通誘導員に対し、指導徹底するとともに、引き続き地元住民の方また来訪されるお客様に対しまして、よりスムーズな全体運営ができる方法を検討してまいりたいと考えております。

最後にご案内になりますが、伊勢地域観光交通対策協議会ホームページ「らくらく伊勢もうで（http://www.rakurakuise.jp/）では神宮周辺の交通状況等をご紹介させていただいておりますので、ご一読いただければ幸いです。

担当課　交通政策課

まちづくり
****

提案・意見

信号機設置または取り締まり要望

八間道路から伊勢市駅の北口へ向かうスーパーの前の横断歩道ですが、歩行者が何人いても車は一向に止まりません。

先日は観光客の方が渡れず立ち往生していました。
別の日には中学生がずっと待っていましたが、全く渡れないので強引に渡り始めていました。
車は停まりたくないのでしょう、速いスピードで通過していました。
半分渡ったところで車が突っ込んで来て「危ない！」とひやっとしましたがギリギリで停まり事故にはなりませんでした。
いつか重大事故が起きるのではと懸念しています。

信号機の設置を希望しますが、難しいようでしたら取り締まりやパトロールをお願いします。

回答

今回ご意見いただきました吹上 2 丁目地内のスーパー前交差点に対する信号機設置につきましては、平成 25 年に地元自治会から信号機設置要望書が提出され、伊勢警察署の交通規制担当警察官と共に現場の立会い確認を実施しました。

その結果、同交差点は、南北に通じる県道宇治山田港伊勢市停車場線に、東西に通じる市道北口線が交差し、近鉄山田線の高架下南側側道が県道に接続しており、信号機を設置した場合、県道と市道、更に側道も含めた信号制御が必要となります。その際、側道を一方通行規制する可能性もあり、地域住民との合意も必要となる等課題も多いことから未だ設置に至っておりません。

取締りに関しましては、伊勢市から伊勢警察署に対して同交差点における交通指導取締りを要望いたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課　交通政策課

教育
****
提案・意見　スクールバスを導入してください

私の住んでいる地区では子供が少なく、雨降りの日は保護者が各自送り迎えをしており、帰りは各自迎えをしています。なぜこのように送り迎えを各自しているのかというと、数年前に不審者が出て車に連れ込まれそうになった児童が居たからだそうです。田んぼの中の通学路で逃げ込める家や助けを求める人が居ないのと、子供の数がとても少なく学年が違えば帰る時間も違うので１人で帰るしかない場合もあるからです。小学生の場合、学校を中心に半径２kmを超える区域に居住する児童に対しては、市がスクールバス等の交通手段を確保しているようですが、直線距離と実際の道路の距離は違います。送り迎えの車が狭い旧道を通るので通学路がとても危険だと思います。

国からの新しい基準で、クラス替えできない小中学校の統合検討　通学目安はバス利用などで「１時間内」　文科省新基準

統廃合の話も出ているようなのですが、学校を地区の真ん中に建てギリギリ 2 キロにしてバスにしないような事を耳にしたことがあります。
子供の数がそもそも少ないのでもっと広い範囲で統合してバスになったらいいと思ってます。

兄弟が多い家庭では高学年、中学年　低学年と昼過ぎに小学校まで 3 往復。中学校も農道を徒歩なので送り迎えしているようです。
せっかく自然豊かで子供をそだてるのにいい環境なのに、とても残念です。

回答

お住まいの地区から小学校までは、実際の道路で約 2.5km の通学距離があるものと認識しております。過去に不審者事案もあったことから、学校としては、申し出があれば保護者による送迎を認めるよう対応しております。

　統合についてですが、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）」に沿って、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて着手する第１期の７つの統合に取り組んでいる状況です。より広い範囲での統合をとの提案でございますが、第１期の統合につきましては予定どおり進めてまいりたいと考えております。

なお、第2期以降の統合につきましては、地域の状況等の変化により考慮すべき事項が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うこととしておりますので、第1期終了段階で、一度見直しをする必要があると考えております。

現在の計画では開校すれば、通学距離は約 1.5km と大幅な短縮になり、地域の生徒・保護者の皆さんの負担も軽減されるものと考えております。

候補地の選定にあたりましては、校区の全域からの利便性は当然考慮しますが、「ギリギリ2キロにしてバスにしないよう」にということではございません。　統合による適正配置の見直しにあたっては、距離だけではなく、危険箇所等の再点検を行い、安全な通学環境の整備に努めてまいりますので、今後ともご理解ご協力をよろしくお願いします。

担当課	教育総務課

その他
****
提案・意見　衆議院選挙候補者ポスター掲示台の設置について

　私は、地域の環境美化の一助になればと思い、花木を植えております。先日、１２月総選挙用の候補者ポスター掲示台が設置されましたが、その設置位置について大変憤慨しております。

　　それは、掲示台が花壇の縁石ギリギリに設置されたことです。どう見ても花壇の中に入らないとポスターは貼れません。確かに縁石の付近には今は花が植わっておらず、入っても問題はないように思われますが、そこには、グラジオラスや水仙の球根が植わっております。それに、普段の水まきや草取りも遣り辛くなり、花壇の１ｍ以内の設置は、普段の作業の邪魔になります。
　　また、同掲示台を狭い木々の間に立てたことから、付近の木々の枝も傷めております。

　このようなことは、前回の総選挙（２４年１２月）の際もありました。その時は、何と花壇の中に掲示台が設置されました。そのため、１１月の花の植え替え作業に支障があり、自治会長さんに連絡して設置位置を変えていただきました。この時には、花壇の中に打ち込まれた杭によってグラジオラスや水仙の球根が多数傷みました。
　掲示台の設置位置が選挙の度に変わることに対して、少々疑義等がありますのでお答えください。
（１）伊勢市は、掲示台の設置作業を業者に委託していますが、設置する位置まで業者に任せているのでしょうか。公職選挙法の「ポスター設置場所」は告示することになっており、業者に依頼する際には、図面に落として指示していただきたい。
（２）前回以降の選挙（２５年７月の参議院選挙、２５年１０月の市長・市議会選挙）からは、何の問題もない所だったので、前回の申し入れを受けていただいて設置してもらっていたと思っていましたが、また繰り返しです。選挙事務局内では、今までの申し入れ等は、引き継いでもらえないのでしょうか。
（３）確かに、設置場所は市の管理地であり、何処に設置しても良いと思いますが、維持管理を町に委託していることから、もし、設置位置を変える場合には、仁義的に町に一言あってしかるべきと思われますが。
（４）また、伊勢市では、施策として「花いっぱい運動」を推進していますが、前回や今回の掲示台設置の仕方では、施策推進とは逆行する行為と思われ、本当に推進する気があるのか疑われます。

回答

平成24年12月に執行されました衆議院議員総選挙時にご指摘いただいたあと、選挙管理委員会において、設置場所について見直しを図ったところでしたが、今回、ご指摘前の書類にて業者に依頼してしまい、大変ご迷惑をお掛けしましたことについて深くお詫び申し上げます。 ご指摘後、直ちに現地を確認し、設置場所の変更をさせていただいたところですが、今後におきましては、このようなことがないよう、業者に示す注意事項の明記と図示して対処してまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当課	選挙管理員会事務局

その他
****

提案・意見	市政について

〇市の窓口業務（住民票等の取得）の委託

民間の業務と競合する業務にあっては、民間委託も考えられるが、窓口業務の委託については、次の点で疑問が残ります。

・現金取扱人の指定ができるのか。
・守秘義務について周知できるのか（従事する人の入れ替えもあると思うが、退職しや人も含む。）・・・地方公務員法第 34 条
・従事職員の服務研修は、市の職員がするのか。
・窓口の苦情処理の対応マニュアルは、できているのか。
・情報公開の申請があったときの対応は。

〇新聞チラシに

給付金のパンフが、中日新聞の折り込みチラシに入っていたが、費用（公金）の支出は正当なのか。市民に対しては公平・公正でなければならないのに、読売新聞購読者には入ってない。以前にも、産業支援センターのＰＲがチラシに入っていて疑問思ったが、媒体として市広報があるのに、何のための周知方法なのか良くわからない。もし折り込み手数料を支出していれば。公金の不正支出で、訴訟の対象にならないの？

〇特殊勤務手当について

税務等調査交渉従事手当１～４に従事すれ支給対象とされているが、それぞれの通常の業務の範囲でないのか。類似の市は、規定してない。法に従い適正に処理されているか等調査する業務って、本来の業務であって、どこに専門性・特殊性があるのか解からない。

〇税務業務について

公金横領事件で、市が公訴したが、はずかしいことでないですか。税は、納めるべきもので（自主納税）、訪問して集金するものでない。市の考え方が遅れている、市広報で、「各戸へは、税金の集金にお伺いしませんと宣言し自主納税」を促すべきで「現金は扱わない」という考え方を改めない限り事件は無くならないと思う。人件費の削減に、つながるし、納税課があるので滞納者には厳しく接するべきだと思います。

〇皇学館大学の総合大学化

倉田山キャンパスと新しく県営サンアリーナ周辺の市有地を無償で提供し、朝熊キャンパスを設ける、そこに「体育系」「理工系」「福祉系」の学部を増設する、

付属施設は、体育系はサンアリーナ及び周辺施設野球場・サッカー場を供用すれば足りるし、理工系は、産業支援センターの空き地に研究機関を誘致すれば、若者の定着と人口増及びスポーツの活性化に繋がるのではないか。

国も、「地方創生」の施策として、東京一極集中を避けるため国の研究施設の移転も公表していることから、市が「地方創生」をどう考えているか解かりませんが、ひとつの案としては。

〇科学館の建設

四日市（市立）・津（民間）・松阪（県）には、プラネタリウム等科学に関する施設がありますが。伊勢にも子供達が「科学」に関心を持てる施設の建設を望みます。伊勢市には、福祉センター及び体育施設（県の施設に依存している）は有するので、若者からお年寄りが利用できる施設は整備されているものの、子供たちが集う施設がないので、イセトピア横の運動広場も活用されてないことから、そこに子供たちの科学力を育てるための施設の建設を望みます。

市民は、公平なサービスの提供を受けるべきでは。

回答

〇市の窓口業務（住民票等の取得）の委託について　（戸籍住民課）

証明書手数料などの現金の取り扱いは、地方自治法施行規則に基づき、受託事業者に対し委託をしております。守秘義務に関しましては、業務委託契約におきましても個人情報保護体制を確立し、守秘義務の遵守と適切な管理体制の構築を求めており、これは現在の従事者はもちろんのこと退職された方も対象となり、受託事業者においては、個人情報保護などセキュリティに関する各種研修や従事職員の服務研修を全従事者に対し行っています。

また、窓口における処理対応につきましては、マニュアル、フローチャート化を行うことで、体制構築を行っています。

最後に情報公開の申請があった場合におきましては、受託事業者ではなく、市において対応させていただくこととなります。

〇新聞チラシの給付金パンフレットについて　（福祉総務課）

臨時福祉給付金の事務費補助金交付要綱により、制度周知の広告料は対象経費になっており、正当な支出となります。

また、読売新聞購読者にチラシが入ってなかったとのご指摘でしたが、各社の折込広告配布報告書で、伊勢地区の配布がされていることを確認させていただいております。

広く一般の方々に制度周知をすることを目的に、日常の情報源として重要な位置を占めています新聞折込広告も利用させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

〇特殊勤務手当について　（職員課）

職員の給料及び手当につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて条例で定めることとなっております。

お尋ねの特殊勤務手当につきましては、「危険、不快、不健康または困難な業務で、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する業務」に対し支給されるものとされております。伊勢市の場合、複数の部署がございますが、その業務内容は多種多様となっていることから、必要に応じ手当を支給しておるところでございます。今後も市職員の給与につきましては、適正化に努めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇税務業務について　（収税課）

今回の職員の不祥事につきましては、市民の皆様に大変申し訳なく思っております。

当市においては、以前は臨戸訪問による催告や徴収を中心とした取組みでありましたが、数年前より納付のお願いにまわる訪問徴収をやめ、財産調査や実態調査を行い、納税資力があるにもかかわらず納付意思がない方については、差押え等の滞納処分を行っています。

ご指摘の訪問徴収については、現年分でのうっかり忘れや意識希薄の対応、口座引き落としができなかった方々を対象に、初期対応という形で行っています。

今後は、納税は自主納付を基本とし、納付方法の拡大や環境の整備、納税に関する普及啓発を行い、未納をなくすために滞納整理、滞納処分の強化に努めてまいりたいと考えております。

〇皇学館大学の総合大学化について　（企画調整課）

総合大学化することについては、皇學館大学の意向が最優先されるべきであると考えています。提案内容については皇學館大学へお伝えさせていただきます。

〇科学館の建設　（文化振興課）

伊勢市の子どもたちのために貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。

ご提案をいただいた「いせトピア横の運動広場」については、同施設の調整池としての機能を果たしていることから、新たに施設を設けることは考えておりません。ただ、ご意見をいただきましたとおり、子どもたちが成長していく過程で「科学」に触れる機会を増やして、未来を担う子どもたちが科学の楽しさを知り、親しむことのできるよう取り組んでいくことは非常に重要であると考えております。

貴方様から頂きましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思います。

その他
****

提案・意見

戸籍住民課の窓口委託について

この１月から、住民票や戸籍謄本などの発行を民間に業務委託されたそうで、とても良い試みだと思います。国の財政赤字を考えれば、専門職以外の公務員はもっと減らして然るべきです。
ただ、成人の日の３連休明けに印鑑登録に伺った際には難渋しました。１時間半待たされた挙句、申請書類の不備が見つかり、もう一度やり直しとのことでした。何人かおられた正規の職員の方から、どうしてそのようなことが起こったのかの説明はなく、謝罪も通り一遍な感じでした。
職員の方たちが、しっかりとフォローされれば、もっと良いサービスが受けられると思います。今後に期待します。

回答

このたびは、ご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。
　私どもには、お客様に再度お手を煩わす必要がある場合、きちんと説明を行い、ご納得いただく必要がございます。そのことは、業務委託を実施しましても何ら変わりありません。
　このことを踏まえ、窓口対応の改善を指示し、ご来庁いただきました市民の皆様にご満足いただける接遇ができるよう努めてまいります。
　貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。

担当課

戸籍住民課

その他
****

提案・意見

支所の職員について

支所の職員ですが、対応が無気力な感じがしました。表情が乏しく市の窓口業務を担っている自覚が乏しいです。ボランティアならともかく。お金をもらっているのですから、与えられた職務に努力ほしいと思います。

回答

このたびは、ご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。
このことを踏まえ、窓口対応の改善を注意喚起いたしました。
今後、ご来庁いただきました市民の皆様に満足いただける接遇ができるよう努めてまいります。
　貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

担当課

戸籍住民課